

第17回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果

テーマ⑧： 行財政運営について

行財政運営について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）	
【総合計画】 1. 政策は総合計画に基づいて行う。 2. 総合計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し状況を公表する。 3. 町の基本計画の策定・実施にあたっては総合計画との整合性を図る。 【行政評価】 1. 適切な評価基準に基づき行政評価を行い、結果を予算・事務事業へ反映する。 2. 町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価の情報を解りやすく公表する。 【財政運営】 1. 総合計画・行政評価を基に予算編成をする。 2. 総合計画に沿った財政運営を行い中期・長期の財政計画を作成し、財政状況を公表する。 【行政手続】 1. 処分・行政指導・届出に関する手続に関し、速やかに行い公正の確保と透明性を図る。 【政策法務】 1. 行政は必要に応じて条例制定、改正、廃止を行うとともに法令等を自主的、適正に解釈をし運用する。 【危機管理】 1. 行政は防災計画を作成し、この計画に基づき危機管理体制を整備する。 2. 町長は相互に助けあい行動できるよう防災意識を高め、地域との協力体制を整備する。 3. 町民と行政は危機へ対応するため常に連携をとる。	
【総合計画】 国の政治状況の変化・社会情勢の変化等により行政対応も変化があるはずなので、総合計画は中期・長期のスパンで見直しをかけず毎年の見直しを図る。 【行政評価】 町財政維持が困難な時こそムダ・ムラを無くす事で他事業等にも反映できるのではないかな。	
【総合計画】 町の将来像を明確にし、その政策を達成する為に総合的かつ計画的に実現する為の総合計画を策定する。 【行政評価】 施策などの成果及び達成度を明らかにする為に、行政評価は分かりやすく公表する。 【財政運営】 町は、総合計画、行政改革に関わる計画と行政評価を踏まえながら中長期の政策計画の見通しのもと財政運営を策定し予算の編成と執行を行い健全なる財政運営を行う。その為、町民には、財政状況を常に、明らかに分かりやすく資料を公表する。	
表現の文体は、重々しくなくしかも簡素で一読して理解し易い方向で。	
【町政運営】 ・町は自治の基本理念、基本原則にそった公正で、透明性の高い町政運営を推進し、公共の福祉に努めなければならない。 ・町は持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、町内の資源を最大限に活用し施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては施策相互の連携を図り、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。	
八雲町の条例を骨子とし、下記の項目とする。また、努力目標にとどめず義務規定とする。	
【総合計画】 定期的な見直しと状況の公表、個別政策と総合計画の整合、町民参加。 【財政運営】 中長期展望、総合計画・行政評価を踏まえた予算編成。 【行政評価】 適切な評価基準、町民公表 【行政手続】 公正確保、透明性 【外部監査】 上越市参考 【政策法務】 八雲町参考 【危機管理】 (1)～(3)とも八雲町 【職員政策】 苫小牧市参考。特に町民とのコミュニケーション、政策課題の発見・立案能力の規定。	
入れる言葉 総合計画 行政評価 中長期の財政計画 法の順守 財産管理 運営責任 解りやすい説明 外部評価 ここは行政の約束としての範疇での文言がいいと思います。	
町民から行政に対して 血税の管理 を可能とする文言としたい	
行政は将来に向けた町づくりに明確な根拠をもって行財政運営を行う。	
根拠をはっきりさせることで評価がしやすい。	
<総合計画> ・町の目指す将来の姿を明らかにし、政策を達成するまでの地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。 ・行政が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。 <財政運営> ・町は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。 ・町は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を策定します。 <行政改革> ・町は、行政運営のあり方を常に見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。	
・総合計画や財政運営については、現在執り行っていることの再掲。 ・行政評価を含むその他の項目は、現段階ではあまり必要性を感じない。	

- 【総合計画】 1. 町の将来像を明らかにするために策定
2. 町民参加により策定
3. 計画の見直し、評価結果を分かりやすく公表する。
4. 町の最高計画としての位置付けと、総合計画と他の計画との整合性の確保
- 【行政評価と行政改革】
1. 適切な評価基準に基づく評価
2. 評価結果を分かりやすく公表すること、行政執行に反映させること。
3. 町民参加を求めること。
4. 行政改革は行政運営の適正化と効率化を目指し改善計画策定を行なうこと。
5. 計画策定に当たっては、行政執行点検をした結果と行政評価の結果を十分反映したものにする。
- 【財政運営】 1. 総合計画、行政評価を踏まえた予算編成
2. 効果的財政運営と、健全財政の確保
3. 予算、決算の概要及び財政状況の公表（財産、地方債及び一時借入金等）
- 【行政手続】 特に定めなくても良いのでないか。必要であれば別に条例で定めればよいと思う。
- 【組織体制及び職員の能力向上】
1. 効率的、機能的な執行体制の整備
2. 町の重要な課題に取り組む場合、組織横断的な組織の設置（例えば「プロジェクトチーム」など。）
- 【危機管理】 1. 防災計画の策定と体制整備
2. 町民の自主的な災害対応と防災意識の向上及び訓練の実施
3. 災害時における行政と町民の連携

- 【総合計画】 町の将来像を示し、町民と協働し、まちづくりを進めることが大切である。又、総合計画を町の最高計画と位置づけ策定することが必要である。
- 【行政改革と行政評価】
この二つは一体的に考えるべきで、密接不離の関係にあるので特に分離しないで規定することとしてはどうか。
- 【財政運営】 総合計画を基本とした予算編成と、事業実施が必要であるし、効果的な財政運営と健全財政の確保も重要、また、町民によく予算、決算を含め町の財政状況を知ってもらうことも大切町民の方々と協働するのにも必要である。
- 【組織体制及び職員の能力向上】
行政運営には効率的、機能的な組織の確立と有能な職員が欠かせないこと、大きな事業等については横断的な組織を設置し進める必要がある。
- 【危機管理】 災害時の適切な対応は、町民の安全を守る上で非常に大切である、災害時の対応等を定めた計画策定と、住民との連携も大切である、また、日頃から住民も防災、避難等自ら知ったり考えたりしておくことも大切である。訓練も重要

- 【総合計画】 1. 自治の基本理念及び原則を基とした、最上位の自治運営計画であること。
2. 進捗状況の公表と必要に応じた適正な見直しが必要。
3. 総合計画以外の個別計画等及び実施には総合計画との整合性を確保する。
- 【行政評価】 1. 事業運営及び予算の執行状況等の結果を分かりやすく公表すること。
2. 外部評価の仕組みを整備する。
3. 評価基準に基づき、その結果を予算、事業及び事務に反映すること。
- 【財政運営】 外部監査の導入。

・首長が地域、町の発展、町民生活の向上に対して、どのような将来ビジョンを明確にしているかにより総合計画の質が問われる。（参考：白老町《総合計画》第27条）
・正しい行財政運営を推進するために、「公益通報」「職員政策（職員は町長の補助機関）」「オンブズパーソン」等が必要。
・不確実、責任回避の可能性のある不確かな文言は回避すること。

八雲町方式に「公益通報」を加える。

【公益通報】

1. 町の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適正かつ公正なものにするよう努めなければなりません。
2. 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益をうけないよう保障されなければなりません。
3. 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った町の職員等が不当な取り扱いを受けず、保護されるための体制整備を明らかにするために設ける。

近年、企業等の不祥事が、内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を養護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行された。

本町においても、万が一不祥事が生じた場合には、速やかにこれを明らかにし、町民への不利益や町政への信頼への失墜を最小限に食い止めるため、公益通報を行う職員等が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要がある。

<総合計画>

町の総合計画を、最上位の計画と位置づけ、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

また、特定分野別の基本的な計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。

<行政評価>

八雲町のものが、はっきりと町民にもわかりやすく書かれているので、良いと思う。

<財政運営>

・町は財政状況を総合的に把握し、的確な分析を行い、明確な方針のもとに、健全な財政運営を行います。

・町は総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

・町は財政状況を明らかにするため、わかりやすい資料を作成して公表します。

総合計画と財政運営が、しっかり町民に理解できるようにしなければならないと思う。

<総合計画>

行政は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、美幌町の目指すべき姿を明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画である総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する総合計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

4 行政は、各分野別の基本的な計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。

5 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

<行政評価>

行政は、効果的かつ効率的な町政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表するものとします。

<財政運営>

行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 行政は、予算及び決算その他町の財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して適切な方法により公表します。

<行政手続>

行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

<政策法務>

行政は、政策実現のため、質の高い町政運営を行うよう法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

<危機管理>

行政は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備を図るものとします。

3 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。

<総合計画> 総合計画の毎年度の見直しとともに、計画の策定及び見直しに当たって、町民参加と情報共有を図ることを明記したい。（美幌町も第5期総合計画策定時に町民会議を実施した経緯があるが、見直しについても同様にしたい方が良いと思う。）

<行政評価> 町民も参加しての適切な行政評価とそれを見直して業務に反映させる仕組みが必要ではないか。

<財政運営> 総合計画や行政評価を踏まえての財務運営が必要、また町民に分かりやすく公表して欲しい。

<行政手続>

<政策法務>

<危機管理> 町民と行政の連携は重要、協力体制の整備も必要と思う。

法律上、行財政運営に関することは下記が該当すると思います。

地方自治法

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。

第243条の3

普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

第2項

普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

地方財政法

第2条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしきも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

行財政運営については既に法に記述されていることから、他に適当な文言が見あたらない。

＜総合計画＞

- ・ 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定します。
- ・ 町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- ・ 町は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、総合計画における具体化するための計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。
- ・ 町は、特定分野別の基本的な計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。
- ・ 町は、総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

＜財政運営＞

- ・ 町は、総合的に財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、健全な財政運営を行います。
- ・ 町は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させた予算の編成を行います。
- ・ 町は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を町民に分かりやすく公表します。

＜行政評価＞

- ・ 町は、効果的及び効率的な行政運営を行うため、町が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

＜行政手続＞

- ・ 町は、町民の権利利益を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

＜政策法務＞

- ・ 町は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

＜危機管理＞

- ・ 町は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。
- ・ 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備を図ります。
- ・ 町は、町民及び関係機関等とあらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。

各市町村の条文を参考に必要かつ理解しやすいと思われる内容をまとめてみました。